

## 長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会の委員の公募に関する要領

### 1. 趣旨

この要領は、長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会規約第2条第1項第3号に掲げる委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 活動内容

公募により選考された委員（以下「公募委員」という。）は、長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会に出席し、市民の立場から、長崎大学による感染症研究拠点整備に関する安全・安心の確保、および地域住民に対する感染症に関する情報提供のあり方に関する事項等について協議するものとする。

### 3. 応募資格

公募に応募できる者は、当該応募の日において、20歳以上で、長崎市内に在住している者とする。

### 4. 公募方法

公募委員の公募にあたっては、次に掲げる事項について、長崎大学ホームページへの掲載等の方法により、広く周知を行うものとする。

- (1) 活動内容
- (2) 募集期間
- (3) 任期
- (4) 募集人員
- (5) 応募資格
- (6) 応募方法
- (7) 選考方法及び選考結果の通知
- (8) 申込み先、問い合わせ先

### 5. 申込方法

公募委員への応募は、応募申込書（別記様式）により、行うものとする。

### 6. 公募委員の選考方法

感染症研究拠点整備に関する連絡協議会委員が、応募申込書及び小論文により選考するものとする。

### 7. 選考結果の通知

選考の結果については、当該選考の可否にかかわらず、国立大学法人長崎大学から当該応募者に通知するものとする。

### 8. 適用期日

この要領は、2019年4月1日以降の公募委員の公募について適用する。